

荒川水系

霞川圏域河川整備計画
(東京都管理区間)

平成18年3月

東京都

目 次

第1章 圏域及び河川の概要	1
第2章 河川整備の現状と課題	7
第1節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	7
第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	10
第3節 河川環境の整備と保全に関する事項	12
第3章 河川整備計画の目標に関する事項	14
第1節 計画対象区間及び計画対象期間	14
第2節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	15
第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	16
第4節 河川環境の整備と保全に関する事項	16
第4章 河川整備の実施に関する事項	17
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河川管理施設の機能の概要	17
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	20
第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携に関する事項	22
第1節 河川情報の提供に関する事項	22
第2節 地域や関係機関との連携に関する事項	22
第3節 総合的な治水対策の取り組み	23

第1章 圏域及び河川の概要

霞川圏域にある霞川及び成木川は、青梅市を通過し荒川水系入間川に合流する河川で、本計画は霞川と成木川水系（成木川、黒沢川、直竹川、北小曾木川）の各一級河川のうち、東京都管理区間内（東京都内）を対象とするものである。

霞川は、青梅市内の丘陵地に源を發し、青梅市中央部を東に流れ、埼玉県入間市を横断し、狭山市下広瀬地先で入間川に合流する。流路延長は15.8km、流域面積は26.78km²で、東京都の管理区間は流路延長5.5km、流域面積10.58km²となっている。

成木川は、その源を青梅市と奥多摩町の市町界に位置する黒山（標高842m）に持ち、青梅市内を東流し、同市成木五丁目地先で右支川北小曾木川、同市成木一丁目地先で左支川直竹川、更に同市富岡二丁目地先で右支川黒沢川をそれぞれ合わせた後、埼玉県飯能市落合地先にて入間川に合流する一級河川である。東京都内の流域面積は37.23km²（成木川15.81km²、黒沢川14.42km²、直竹川0.04km²、北小曾木川6.96km²）、流路延長は、成木川12.7km、黒沢川7.1km、直竹川0.5km、北小曾木川4.8kmである。

霞川流域は、宅地化が進展したことにより人口が増加している青梅市市街地を流域に持つため、内水氾濫の発生が懸念される地域が残されている。

成木川流域の河川は、都内では貴重となった典型的な山地河川で、市街化はほとんどされておらず、河川に沿って細長く集落が点在している程度である。山地は青梅林業地と呼ばれる植林でスギ・ヒノキがほとんどを占め、その他にはコナラ、アカマツなどが多くなっている。そのため、河岸は春には木々が若芽を吹き、秋には辺り一面紅葉となる。

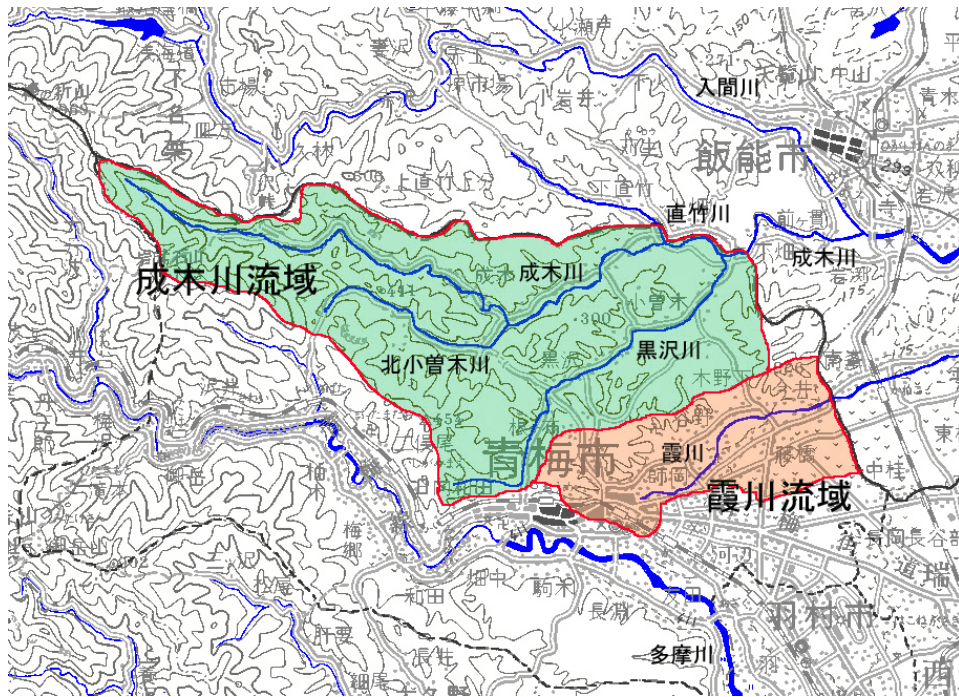


図 1-1 霞川圏域図



写真 1-1 霞川（青梅市今井二丁目）



写真 1-2 成木川（青梅市成木三丁目）

（地形・地質）

霞川流域は、河川の氾濫等によって形成された沖積層が発達し、相対的に標高の低い河川沿いの谷地平野が形成されている。霞川流域の地質は、上総層群の飯能礫層と未固結堆積物のいわゆる関東ローム層と河川堆積物からなる。流域内には下末吉ローム層、武蔵野ローム層、立川ローム層の3層が存在し、外観的には互いによく似ているが、粘土質の割合や色がわずかに異なる。

成木川流域は、流域の北側を東西に走る尾根線により、東京都青梅市と埼玉県飯能市に分けられ、西から東にかけて山地、山麓地、丘陵地、扇状地低地に遷移する。成木川、黒沢川の河道周辺は谷

地平野ないし低い扇状地となっているが、流域の半分以上は山地で占められる。成木川流域の地質は、山地部はおおむね古生層に属する礫岩、砂岩、泥岩によって構成され、河道部及び下流部においては、その堆積物によって構成されている。この古生層は成木層と呼ばれている。成木層は成木川に沿う地域から名栗川流域にかけて広く分布する層であり、主に石灰質砂岩と頁岩から成る。流域の西側には高水山層、沢井層が隣接するほか、北小曾木川流域には北小曾木層が帯状に狭く三帯に分布する。北小曾木川流域中央部には立ヶ谷層が分布し、主に砂岩・頁岩からなり、古生代地層に挟まれ細長く分布する。雷電山層も中生代の石灰岩層で流域の南方に広がるが、南北方向に岩層変化が顕著であり、北方は厚い塊状砂岩を中心として、しばしば石灰岩礫を含む礫岩を伴うが、南方は石灰岩の占める割合が高くなる。流域の東側は、黒沢川支流小布市川周辺を中心として飯能礫層が分布している。飯能礫層は新生代の上総層群に属し、その岩質は砂泥混じりの礫層である。飯能礫層は霞川流域の北部にも分布している。

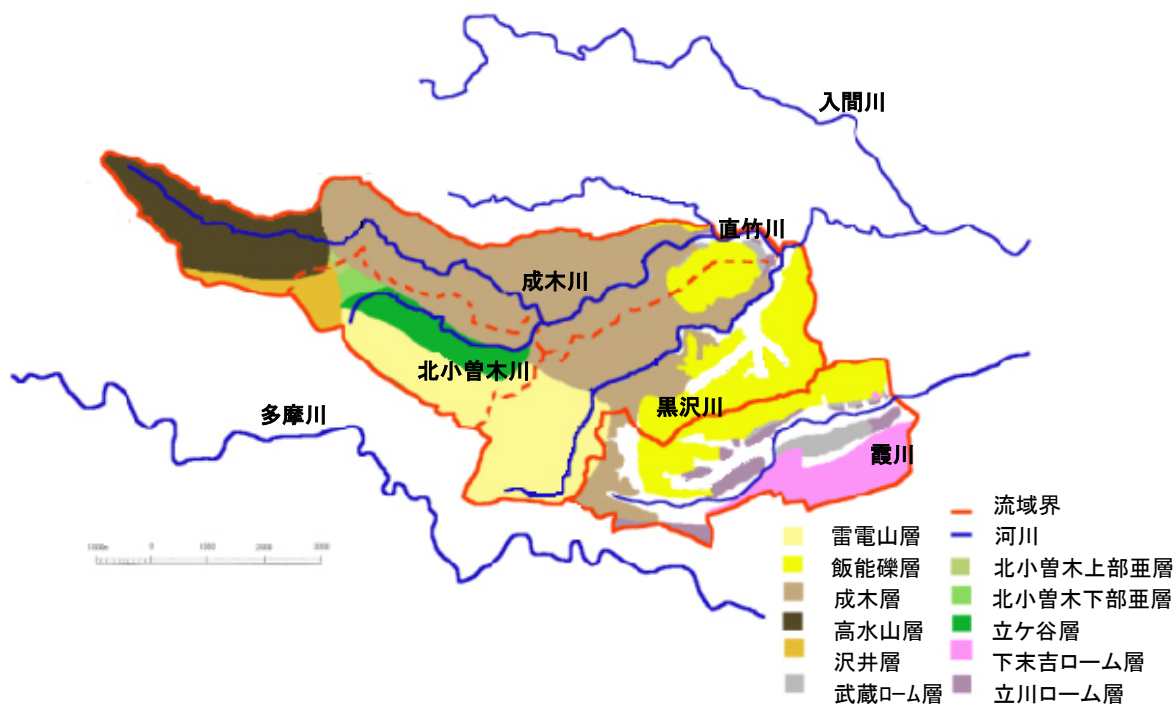


図 1-2 霞川圏域の地質

(気候)

霞川圏域の気候について、青梅市の平成 11～15 年にかけての 5 年間の気温と降水量で見ると、年平均気温は 14.2℃、年降水量が 1610mm となっている。

この値を東京（大手町）と比べると、平均気温は 2.4℃低く、年降水量では 37mm 多くなっており、月別の降雨量を見ると 8～9月の降雨量が東京（大手町）に比べて多い。

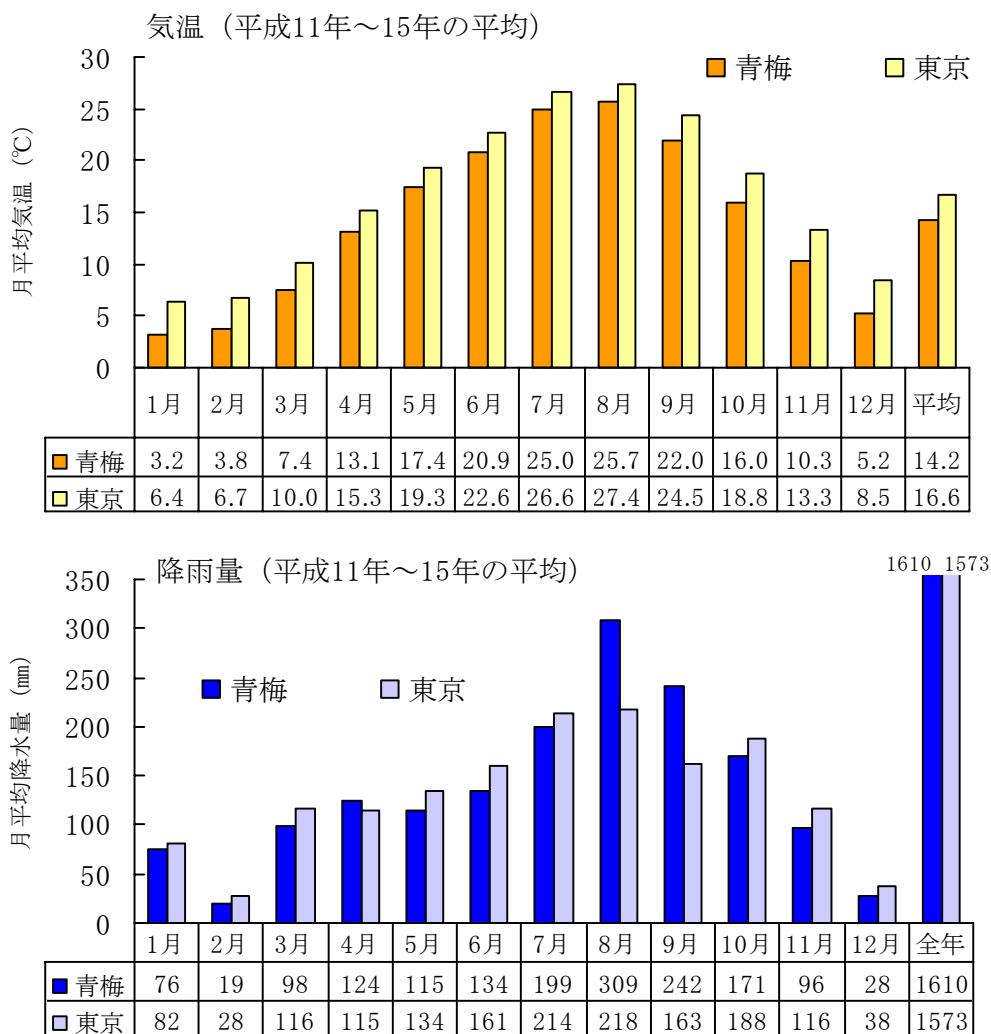


図 1-3 過去 5 年間の青梅市と東京（大手町）の月平均気温と月平均降水量

(人口)

本計画対象地域である青梅市の人口は平成12年より変化が少なく、横ばい状態であるが、世帯数は徐々に増加しており、核家族化の傾向がみられている。

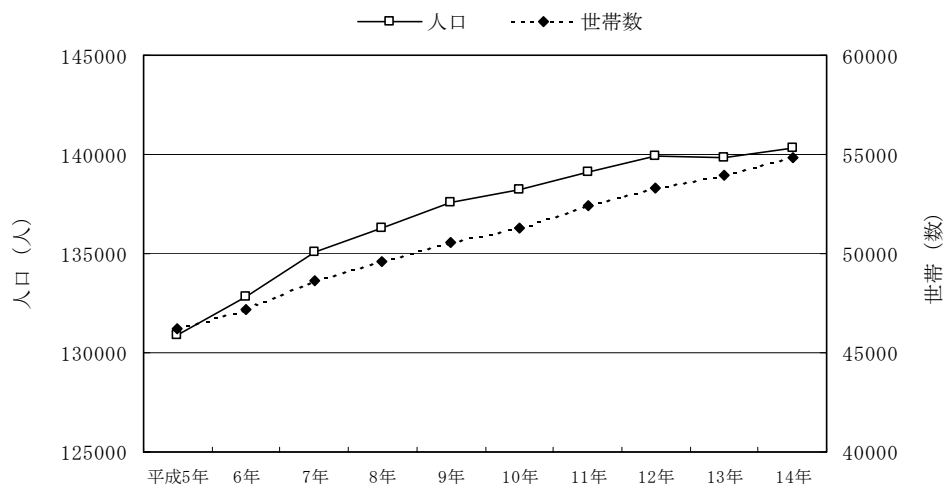
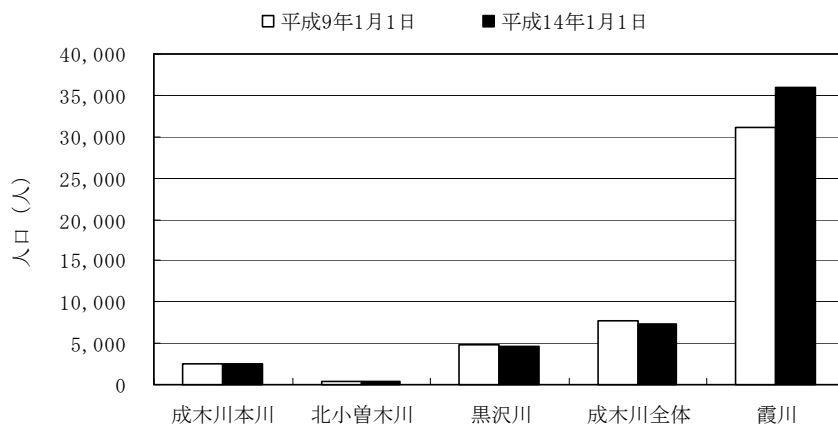


図 1-4 青梅市の平成5年～14年までの人口推移

(青梅市の統計を基に作成)

青梅市の人口は140,360人(平成14年1月1日現在)であり、成木川流域(成木川、黒沢川、北小曾木川)の人口は同市の人口の1割未満である。霞川流域の人口は同市の人口の約1/4を占めている。平成9年に比べて平成14年の同市の人口はわずかに増加しているが、成木川流域全体では人口はわずかに減少し、霞川流域では1割以上増加している。

図 1-5 各河川の流域人口

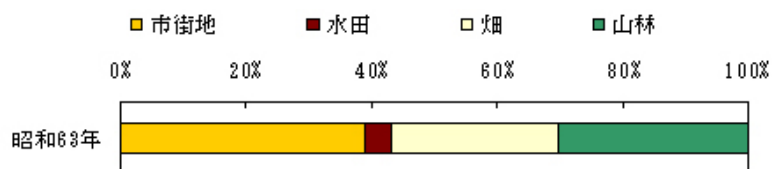


(土地利用)

霞川流域の土地利用形態は、成木川流域に比べ市街地及び畑地が占める割合が高いのが特徴で、市街地が全体の39%を占めている。

成木川流域の土地利用形態は、昭和44年～平成6年の25年間に市街地が約1.4倍の伸びを示し、増加傾向にある。しかし全面積からするとその割合は10%に過ぎず、山地が流域の大半を占める典型的な山地河川である。また良質な岩石等が採取されるため、平成6年には6ヶ所の岩石採石場が存在する。さらにゴルフ場は昭和44年に1ヶ所であったものが、平成6年には4ヶ所存在している。

霞川流域



成木川流域

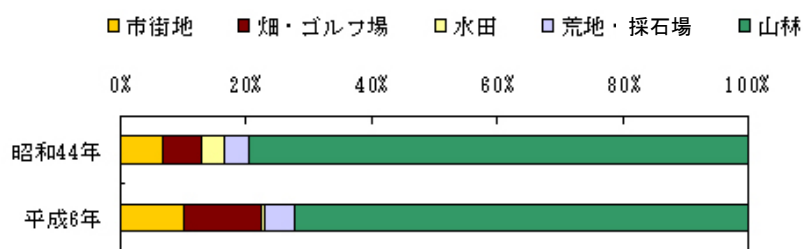


図 1-6 土地利用形態の変遷

第2章 河川の整備の現状と課題

第1節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(水害)

青梅市は、昭和30年以降急激な人口増加による市街化が進んだことで、特に霞川流域で市街地が占める割合が多く、流域の保水機能が低下し、降雨時の流出量増大による頻繁な浸水被害が生じるようになった。

青梅市内における水害記録を表2-1に示すが、最近では霞川流域にある大門、藤橋・今井の各地区などで浸水被害が多く、沖積低地や金子台上の流路跡に被害が集中している。



写真 2-1 浸水被害が起きた霞川流域（青梅市大門付近）

平成11年8月撮影

年月日	災害名	被害状況	霞川			成木川		他流域					備考				
			大門	東青梅	藤橋・今井	小曾木	成木	長瀬	青梅	梅郷	沢井	新町		河辺			
昭和33年	9月26日～27日	台風22号 (狩野川台風)	床下浸水	27戸	○				○								
			田畑冠水		○			○								152,979m ²	
			道路決壊	4件				○									
			橋梁流出	1件	○										観音橋(霞川)		
昭和34年	8月14日	台風7号	道路決壊	2件			○										
	9月26日～27日	台風15号 (伊勢湾台風)	家屋倒壊	2,594件	○		○	○	○	○	○				石積崩壊による交通障害		
			道路決壊	7件			○	○	○		○						
昭和41年	9月25日	台風26号	家屋倒壊	1,549件	○		○	○	○	○	○	○					
			家屋浸水	16世帯	○		○	○	○	○	○	○					
			田畑被害	173ha	○		○	○	○	○	○	○					
			道路被害	19件	○		○	○	○	○	○	○					
			橋梁被害	3件	○		○										
昭和49年	8月31日～9月1日	台風16号	家屋浸水	132件	○	○	○	○	○	○	○						
			田畑被害	2	○		○	○			○	○					
			道路被害	32	○		○	○	○			○	○				
			橋梁被害	8件	○		○					○	○				
						道路決壊	1件	○									
			護岸決壊	1件			○										
昭和52年	7月22日	集中豪雨	床下浸水	27件			○	○			○						
			田畑冠水	10件	○			○				○					
			道路被害	7件	○			○	○				○				
			橋梁被害	1件				○									
昭和54年	5月23日	集中豪雨	宅地浸水	44件								○			大門8、新町27、藤橋・今井9		
	10月19日	台風20号	家屋被害	11棟	○	○					○						
			床下浸水	25棟	○	○		○	○	○	○	○					
			田畑冠水	1件				○				○					
			道路被害	6件				○	○			○					
平成2年	9月19日～20日	台風19号	浸水等	1件													
			倒木	9件	○		○	○		○	○	○				倒木の被害が特徴的	
			台風20号	床下浸水	2件												
				宅地冠水	2件			○							○		
				道路決壊	2件				○								
山からの出水	2件					○											
平成3年	7月24日	集中豪雨	床下浸水	1件													
			道路冠水	4件			○										
	8月20日	台風12号	道路冠水	2件	○												
			石積崩壊	1件				○									
			水路溢水	1件	○												
平成4年	7月15日	大雨	その他	3件	○												
			床下浸水	2件	○												
			雨水流入	2件	○		○					○					
			石積崩壊	4件				○								厚沢川流域汚水被害	
			その他	5件	○		○										
平成8年	9月22日	台風17号	住居被害	1件		○	○		○	○	○	○	○				
			倒木	多数		○	○		○	○	○	○	○				
平成10年	8月28日～31日	台風4号	床下浸水	1件		○									面積：0.01ha		
	9月15日～17日	台風5号	床下浸水	2件		○									面積：0.02ha		
平成14年	7月10日～12日	台風6号	床下浸水	1件		○									面積：0.02ha		
	10月1日	台風21号	床下浸水	2件		○		○							面積(霞川：0.02ha、黒沢川0.01ha)		

表2-1 霞川、成木川流域における主な水害の状況

出典：平成9年度青梅市災害環境基礎調査防災アセスメント調査報告書、青梅市

水害の記録(昭和49年～平成15年)、東京都建設局河川部

(治水施設の整備状況)

霞川は、狭小な水路幅かつ迂余曲折した線形であったため、豪雨の都度出水し、農耕地に氾濫する状況により河川整備の要望が高まった。これを受け、昭和20年代の半ばから時間あたり30mm規模の降雨に対応できる河川整備に着手したが、財政難から思うように進捗せず、昭和40年代の半ばにようやく全区間の整備を終えた。昭和60年代になり、更なる治水水準の向上を図る検討を始め、時間あたり50mm規模の降雨に対応できる治水計画を下流域の埼玉県と共に策定した。これま

でに都内区間では、同規模に対応した河道の整備は行われていなかったが、洪水を調節するための霞川調節池を含め、その周辺から整備を進めている。下流域では、埼玉県が同計画に基づく河道の拡幅工事を進めている。

成木川水系の各河川については、現況の河道において時間あたり 50 mm 規模の降雨による洪水におおむね耐えられる状況にあることから、これまで治水施設の整備事業は行われていない。しかし、局所的な通水阻害、河川点検や災害発生時に必要な管理用通路の未整備区間があり、局所的な改良は必要である。



図 2-1 霞川概要図

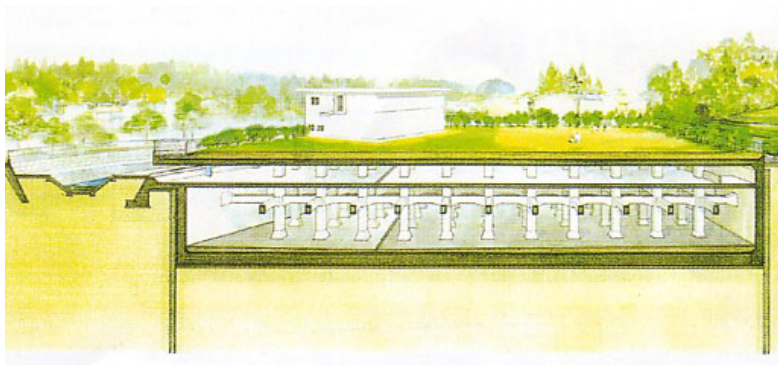


図 2-2 霞川調節池 (イメージ図)

第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(水量)

霞川は大橋（青梅市今井二丁目）、成木川は末成橋（青梅市成木一丁目）で流量観測を行っている。洪水時には霞川では平成5年、6年におよそ $60\text{m}^3/\text{s}$ の水量(流量)が、成木川でもおよそ $100\text{m}^3/\text{s}$ の水量が観測されている。しかし平水時の霞川の水量はおよそ $0.1\sim 0.3\text{m}^3/\text{s}$ 、成木川の水量は $1\sim 2\text{m}^3/\text{s}$ 程度である。

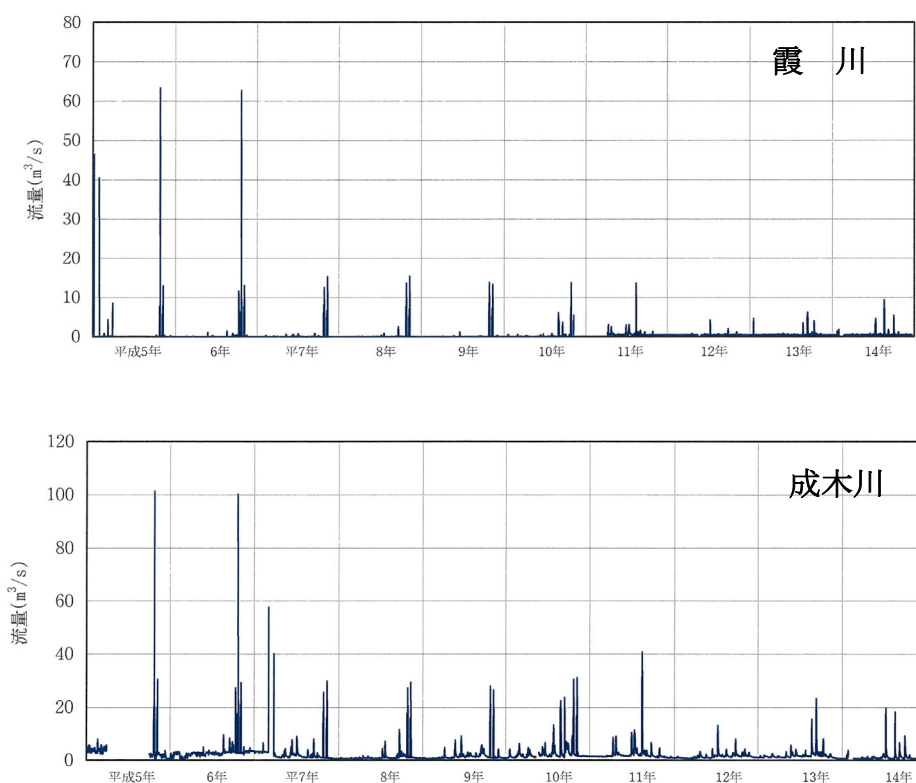
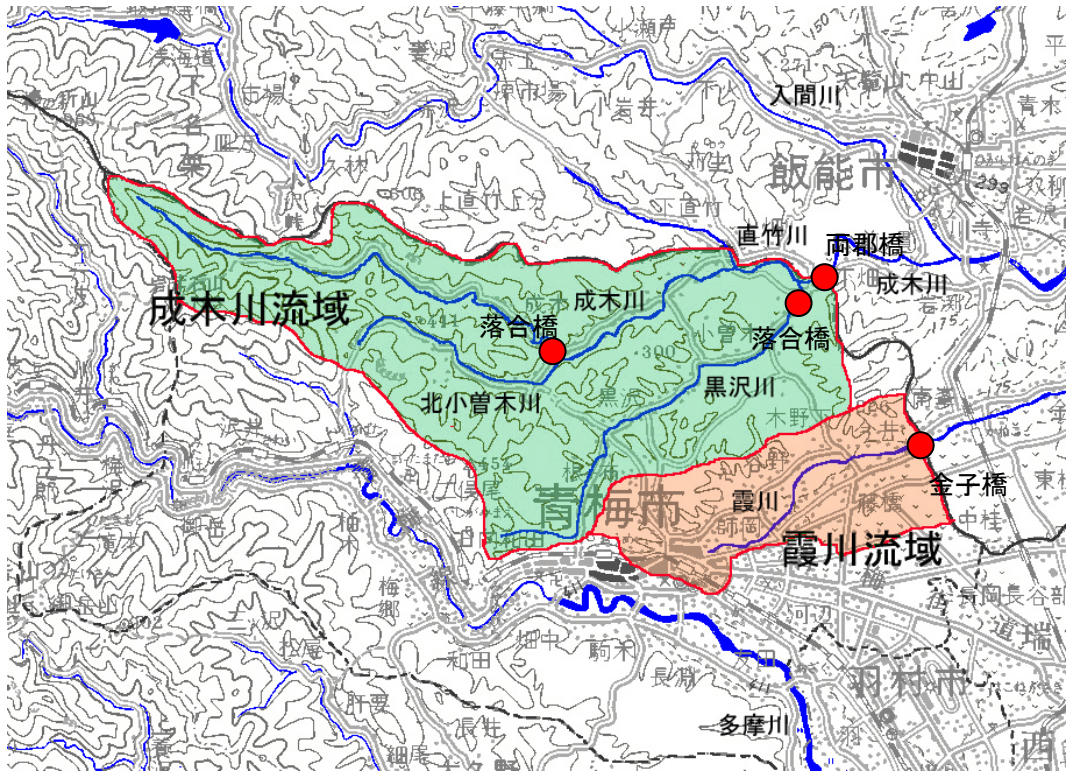


図 2-3 霞川、成木川における河川流量の変化

(水質)

霞川、成木川における環境基準の類型指定は、金子橋（霞川）、落合橋（黒沢川）で B 類型、両群橋（成木川）、落合橋（成木川）で A 類型に指定されている。

平成 10 年～平成 14 年度における BOD の環境基準達成状況をみると、各地点ともに環境基準を常に満足している。また昭和 46 年の結果と比較すると、霞川、成木川の各地点とも BOD が低くなっており、河川水質の改善が確認できる。



河川名	地点名	類型	BOD75%値 (単位: mg/l)					
			S46	H13	H13	H14	H15	H16
成木川	落合橋	A	—	<0.5	0.5	0.6	0.5	0.5
	両郡橋	A	3.2	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6
黒沢川	落合橋	B	—	1.2	1.5	0.9	1.1	1.1
霞川	金子橋	B	12	1.4	1.7	1.6	1.5	0.9

環境基準 (河川、BOD75%値) : A 類型 2mg/l 以下、B 類型 3mg/l 以下。

表 2-2 昭和 46 年、平成 12 年～平成 16 年度の環境基準地点における BOD75%値

(利水状況)

利水状況は、成木川で小規模な工業用水取水が 1 箇所ある。慣行的に利用されている農業用の取水施設は、霞川で 2 箇所、成木川で 3 箇所、黒沢川で 1 箇所ある。漁業権については、霞川については設定がなく、成木川水系については成木川、北小曾木川で 2 団体に漁業権の設定がある。地下水については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (環境確保条例) において揚水規制地域に指定されている。

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

(自然環境)

霞川流域は、上流域の山間部には環境省レッドデータブックに指定されているクロシジミやオオムラサキなどの珍しい昆虫類の生息が確認されている。霞川の金子橋周辺ではホトケドジョウ、アブラハヤなどの貴重種を含め12種の魚類の生息が確認されている。

成木川流域では、1705種におよぶ植物が確認されており、河岸周辺ではフサザクラやナラコスゲ等の群落をはじめ25種の貴重な植物が生育している。豊かな植生に応じるように、オオタカ、ヤマセミ、カワセミなどの貴重種を含め34種の鳥類、モリアオガエル、トウキョウサンショウウオ、ヒダサンショウウオなどの貴重な両生類、カシヤンマ、ウラクロシジミ、カラスシジミ、クロシジミ、オオムラサキなどの貴重な昆虫の生息が確認されている。その他イタチなど5種のは乳類、ホトケドジョウ、カマツカ、アブラハヤなどの貴重種を含む11種の魚類の生息が確認されている。

<参考文献>

平成7年度成木川水系全体計画基礎調査報告書、東京都建設局、平成8年3月。

我が国における保護上重要な植物種の現状（東京都）、（財）日本自然保護協会、（財）世界自然保護基金日本委員会、

我が国における保護上重要な植物群落の研究委員会植物分科会1989。

緑の国勢調査（関東）、環境庁、1987。

指定植物図鑑-関東・中部（山岳）編-（秩父多摩）、環境庁編、1983。

南多摩産高等植物の貴重度（試案）、監修；畔上能力編纂；曾根伸典、1982。

第2回自然環境保全基礎調査（東京都）、環境庁、1981。

青梅市の自然Ⅱ、青梅市教育委員会、1982。

(河川の利用)

霞川は、ほぼ全域にわたり転落防止のための柵が設置され、水面へ近づけない区間が大半であるが、休日を中心に管理用通路をジョギングや散策する人の姿が見受けられる。

成木川流域では下流域を中心として、バーベキューや水遊びを行う姿が見られる。また成木川の中流から上流の区間では、水辺に接することができる箇所では子供が水遊びをしたり、釣りや散策などを行っている姿も見られる。さらに初夏には黒沢川で自然発生するホタルを鑑賞する人々で賑わう箇所があるなど、人々が河川とふれあっている姿が各所に存在している。



写真 2-3 バーベキューを楽しむ人々（成木川）



写真 2-4 水遊びを楽しむ子供達（成木川）



写真 2-5 管理用通路を利用する人々（霞川）

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

東京都の中小河川の将来像

東京の中小河川は、様々な都市機能が集中する首都“東京”を支える基盤として、洪水などの災害から都民の生命や財産などを守る大きな役割を担っている。本計画では治水水準について、1時間あたり50mm規模の降雨による洪水を安全に流下させることを目標としているが、将来的には、流域全体でおおむね50～100年に1回程度の確率で発生する降雨に対応できるよう治水水準の向上を図り、都民が安心して生活できる川を目指していく。

また、各々の川がそれぞれの地域に活着していることを踏まえ、その地域の個性を活かしたものとすることが必要がある。このため、地域の人々との協力を通して、「地域に活きた親しめる川の復活」を進め、望ましい川の姿を実現していく。

第1節 計画対象区間及び計画対象期間

1) 計画対象区間

本計画の対象区間は、東京都に係る法定河川全川とする。

	全延長	対象区間	下流端	上流端
霞川	15.8 km	5.5 km	都県境（金子橋） 青梅市今井一、二丁目	一級河川上流端（柿沢橋） 青梅市東青梅二、六丁目
成木川	19.5 km	12.7 km	都県境（両郡橋下流） 青梅市富岡一丁目	一級河川上流端 青梅市成木七丁目
黒沢川	7.1 km	7.1 km	成木川合流点（落合橋下流） 青梅市黒沢二丁目	一級河川上流端 青梅市黒沢三丁目
直竹川	4.2 km	0.5 km	成木川合流点（畑川橋下流） 青梅市成木一丁目	都県境 青梅市成木一丁目
北小曾木川	4.8 km	4.8 km	成木川合流点（落合橋下流） 青梅市成木八丁目	一級河川上流端（都道橋） 青梅市成木七丁目

表 3-1 計画対象一覧

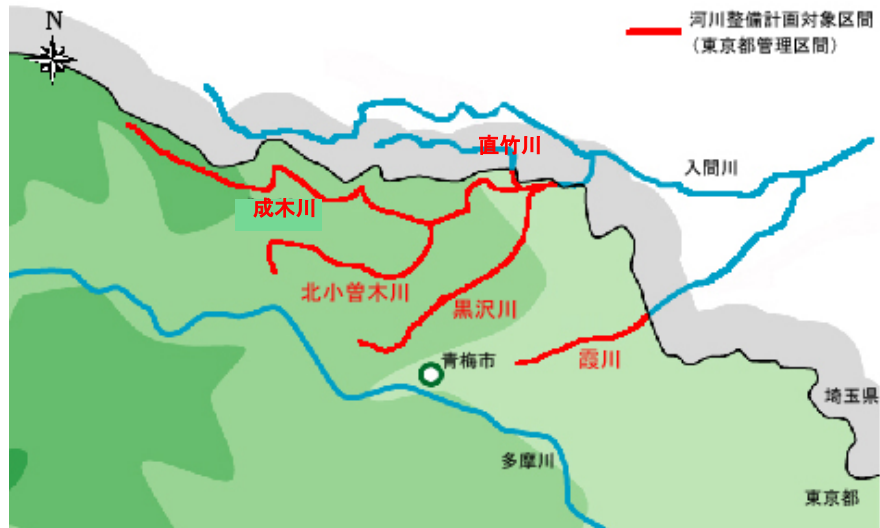


図 3-1 計画対象区間

2) 計画対象期間

河川整備計画の対象期間はおおむね 30 年とする。なお洪水防止軽減水準の向上状況、流域の社会状況、自然状況などの変化や新たな知見、技術の進歩等によっては、計画期間内であっても必要に応じた本計画の改訂を行っていくものとする。

第 2 節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

霞川において、時間あたり 50 mm 規模の降雨により発生すると想定される洪水を安全に流下させる河川断面の確保を目標とし、現況河川の状況や周辺環境に配慮し、埼玉県と調整した図 3-2 に示す計画流量の確保をめざす。

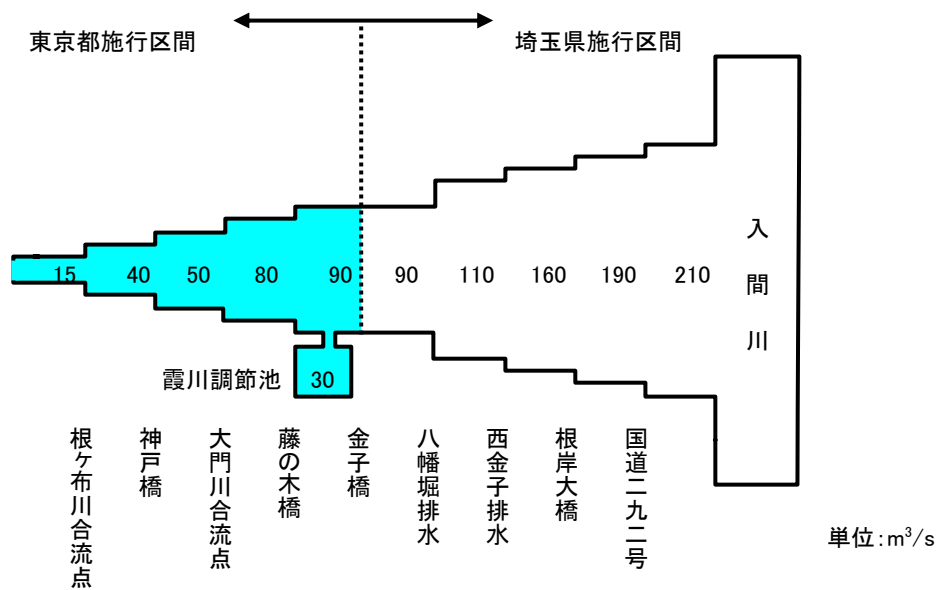


図 3-2 霞川計画流量配分図

第 3 節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

利水状況は、成木川で小規模な工業用水取水が 1 箇所ある。慣行的に利用されている農業用の取水施設は、霞川で 2 箇所、成木川で 3 箇所、黒沢川で 1 箇所ある。漁業権については成木川、北小曾木川で 2 団体に漁業権の設定がある。このため水質や生態系の保全を進めるために、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の設定に努める。

第 4 節 河川環境の整備と保全に関する事項

霞川は動植物の生育環境を維持若しくは創出を図っていくとともに、流域の市街化が進む中で、自然とふれあえる貴重な場所として位置付け、気軽に川に親しめる身近な水辺空間としての整備により、地域に親しまれる川をめざす。

成木川流域は、良好な河川環境が残されている都内でも数少なくなった市街化の進んでいない流域であり、動植物の生態及び景観に十分に配慮した自然素材（自然石、木材等）を用いた護岸整備等、維持、管理をすることで、河川環境の保全をめざす。

第4章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

(河川工事の目的、種類及び施行の場所)

1) 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

霞川では、時間あたり50mm規模の降雨に対応した治水施設を確保するために、全区間で河道の拡幅や、調節池の整備を行う。成木川水系については現況河道において時間あたり50mm規模の降雨における洪水におおむね耐えられる状況にあるため全面的な整備は行わないが、局所的な通水阻害箇所、河川点検や災害発生時に必要な管理用通路などについては必要に応じて改良を実施する。



図 4-1 計画対象区間

霞川において実施する整備内容

- ・河道の拡幅及び橋梁の架替え
- ・霞川調節池の整備

①河道の拡幅及び橋梁の架替え

霞川は、市街化が進展している流域内に残されている貴重な自然空間である。このため動植物の生育環境を維持若しくは創出できるような環境に配慮した護岸の整備及びそれに伴い必要となる橋梁の架替えを行う。河床は魚道の設置や、水際に変化のある低水路などにより多様な水環境の形成を図っていく。また河川管理用通路については、通常時は遊歩道として利用できるよう、植栽などを人々の利用に配慮したものとし、可能な箇所においては、水面に接することができるよう、緩傾斜型や階段型の護岸整備を行う。また、転落防止柵については、設置の必要性や使用する材料などについて、地域の特性を反映できるよう地元と話し合っていく。

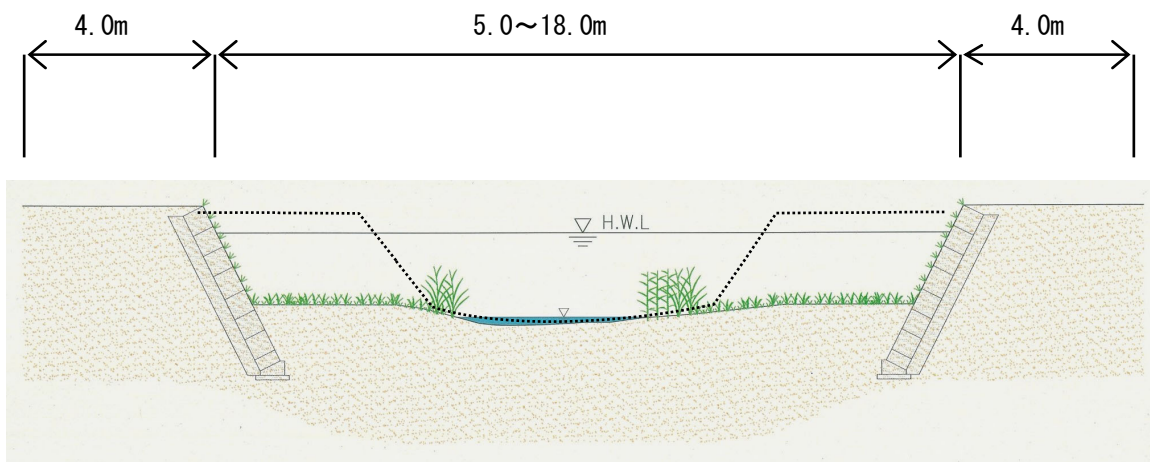


図 4-2 標準断面図（霞川）

②調節池の整備

霞川調節池の整備を進めていく。

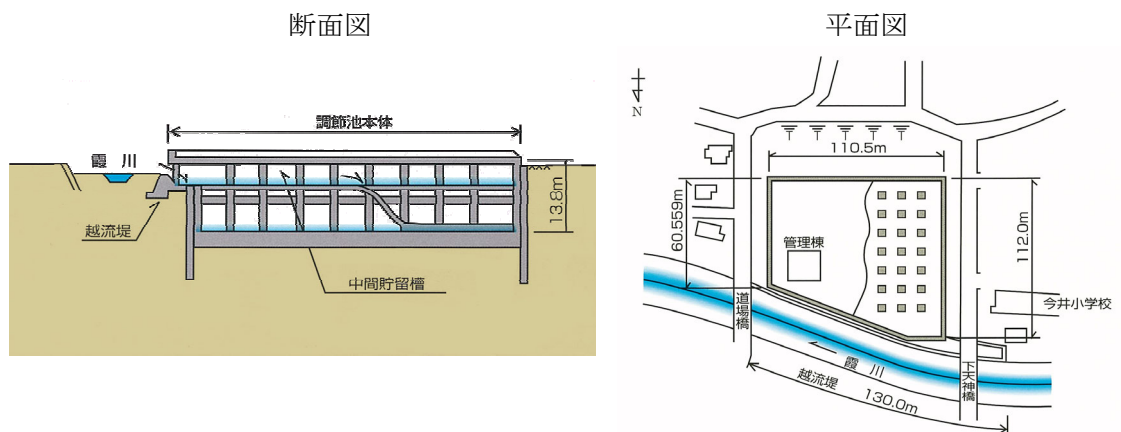


図 4-3 霞川調節池の概要図



写真 4-1 霞川調節池

2) 河川環境の整備と保全に関する事項

霞川は、流域の市街化が進む中で自然とふれあう貴重な場となりうることから、動植物の生育環境を維持若しくは創出できるような環境及び景観に配慮した自然素材（自然石、木材等）を用いた護岸の整備を行い、子供を含めた流域住民の河川愛護とふれあいの重要性についての理解を推進する場として活用する。また関連部局や地域自治体、住民と連携して、生物の生息に必要な流量の確保を行っていく。



図 4-4 霞川親水整備のイメージ

成木川については、良好な河川環境が維持されているため、河川内の生物に配慮しながら人々の利用を促進できるよう護岸に階段を設置するなど、河川環境の保全や整備を実施する。また局所改修を行う際にも、生物の生息場所として重要な河畔林の保全、水域－陸域の境界域の保全、湧水箇所や沢水の流入地点などの保全など、現在の環境に留意しながら実施する。



写真 4-2 護岸に設置した階段（黒沢川）

第 2 節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持のうち、洪水等による災害の防止又は軽減にあたっては、洪水等に関連する情報を的確に収集するほか、河道、河川敷、護岸、堤防及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ち、その本来の機能が発揮されるよう、異常の早期発見に努め、適切な維持管理を行う。また、災害に対して迅速かつ的確に対処する。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の保全にあたっては、現況の流水機能、河川の秩序ある利用形態を維持するとともに、地域特性に応じて親水機能や生態系保持機能の維持、保全に努める。

（洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項）

- (1) 護岸などの河川管理施設について、洪水等に対する所要の機能が発揮されるよう、巡視、点検等により状況を把握するとともに、補修、更新等の必要な対策を行う。

主な河川管理施設等	河川名（施設名）
護岸等（護岸、河川管理用通路等）	計画対象河川のうち、当該河川管理施設の設置区間

表 4 - 1 洪水等による災害の防止又は軽減に係わる主な河川管理施設等

- (2) 洪水発生等により河道内に堆積した土砂について、適正にしゅんせつを行う。
- (3) 河川敷内の草木については、堤防を保全し、流下阻害を防ぐため適正に管理する。除草の時期や方法については、生態系にも配慮して決定する。
- (4) 洪水時の的確な水防、警戒避難及び復旧に資するため、水防災総合情報システムや各観測施設により、気象情報、雨量、水位及び画像等のリアルタイム情報を収集する。
- (5) 水防上注意を要する箇所を定め、水防管理者に周知するとともに、水防訓練を実施するなど、水防管理者との連携による洪水対策を行う。
- (6) 洪水・地震等の発生により護岸等の河川管理施設が被災した場合には、迅速かつ的確に復旧対策を行う。

（河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の保全に関する事項）

- (1) 関係機関と連携して水質や悪臭の現状を把握し、生活排水に関する啓発活動を進めることで水量、水質の保全に努めていく。
- (2) 動植物等の生息や、防犯上など住民の日常生活に配慮した良好な河川環境の維持管理を図るために、地域住民、NPOなどと連携し、植栽管理や河川清掃などを実施するほか、河川水辺の国勢調査などにより、動植物などのモニタリング調査を実施し、その結果を施策に反映させる。
- (3) 親水施設等の河川管理施設について、その機能が確保されるよう、関係機関、市民団体と連携し、適正に維持管理を行う。

第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携に関する事項

第1節 河川情報の提供に関する事項

洪水による被害を最小限にとどめるために、浸水予想区域図の作成や区市町村による洪水ハザードマップ等の作成支援を行うとともに、インターネットや携帯電話による雨量、水位などの洪水情報の提供・充実、区市町村による警戒避難態勢の充実、防災教育など、流域自治体や関係機関と連携してソフト対策を推進する。

また、多様化する流域住民の高いニーズに応えるため、治水のみならず、河川に関する様々な情報についてインターネットや各種印刷物の提供や、河川愛護月間の取り組みを推進するなどの広報活動により、河川の整備及び河川愛護に広く理解が得られるよう努める。

第2節 地域や関係機関との連携に関する事項

(情報、意見の交換)

河川の整備、維持管理について地元自治体や地域住民との情報や意見の交換を行い、河川管理上支障ない範囲で地域の意向反映に努めるとともに、河川に対する住民と行政との共通認識を醸成し、良好なパートナーシップの形成に努める。

(河川愛護活動)

河川清掃など、日常的な管理については、関係機関と連携して意欲的に活動する市民団体等を支援するなど、住民参加を推進していく。



図 5-1 流域住民による河川清掃活動

(総合的な学習)

身近な自然体験の場として河川を環境学習に活用するため、地域や関係機関による活動を支援する。

(広域防災機能)

地震発生後の防災用水として、関係機関と連携し、圏域河川の河川水の有効利用に努め、地域の防災機能の強化を支援する。

(水質事故への対応)

水質事故について、流域自治体や関係機関と連携して被害の拡大防止、円滑な原状回復に対応する。

第3節 総合的な治水対策の取り組み

東京都では、市街地区域等について流域自治体と連携し、雨水流出抑制施設としての貯留・浸透施設の設置について各開発事業者に対して協力の依頼を行ってきた。貯留・浸透施設は雨水流出の増加を抑えるだけでなく、流域の保水力を高め平常時の流量の低減を防ぐ効果もある。このため今後も、市街地区域等を中心に、これまで進めてきた総合的な治水対策を一層強化するとともに、浸水被害の防止だけでなく、平常時の水循環を保全・再生する施策を進めていき、安全で豊かな河川環境が維持される霞川や成木川水系の各河川整備の取り組みを行っていく。